

三条市から

災害により住宅に被害を受けた方へ大切なお知らせです。

災害により、屋根等に被害を受けた住宅に対し、ブルーシートの支給等について、市役所からの支援が受けられます。

災害により屋根等に被害が生じた住家には、次の雨に備えて、

- ・屋根等に被害を受け、雨漏りまたは雨漏りのおそれがある住家への**ブルーシートの展張**
- ・損傷を受けた住宅の外壁や窓硝子への**ブルーシートの展張**による風雨の侵入の防御などに対して市役所から救助が受けられます。

- 対象： 屋根、外壁、建具（窓や玄関）等に損傷があり、ひとたび雨が降れば浸水を免れない方で、市役所から「準半壊以上（相当）」と判断された方になります。
- ※「準半壊以上（相当）」の判断は、被害を受けた方が持参した写真で判断しますので、必ず写真を撮影してください（市役所職員による現場確認をする場合があります）。
- ※「準半壊以上（相当）」は被害認定調査の「準半壊」とは異なります。
- ※住家が対象になります。物置、倉庫や駐車場等は対象となりません。
- 期間： 令和6年1月1日から令和6年1月31日まで
- 支援内容： 上限5万円以内（①～③のいずれか）
- ①ブルーシートの現物給付
 - ②修理業者・団体によるブルーシート展張等の修理の提供
 - ③既に行ったブルーシートの購入費補助又は修理費補助
- 申込方法： 下記の書類を三条市建築課窓口に提出してください。
- ・申込書（HP又は建築課で配布）
 - ・修理前の写真（被害の状況、範囲がわかるもの）
 - ・見積書（支援内容②の場合）
 - ・修理後の写真（支援内容③の場合）
 - ・領収書又はレシートの写し（支援内容③の場合）
- ※まだ支払いが完了していない場合は、見積書を用意してください。
- ※領収書等はR6/1/1～1/31までのものに限る。

<留意点>

- ・1人での作業は非常に危険です。作業はできるだけ適切な装備（ヘルメットや安全帯）を装着して、経験者と2人以上で行いましょう。
- ・破損状況を箇所別に撮影しましょう。
- ・修理前、修理後の写真が必要です。修理業者に撮影を依頼しましょう。

三条市 建設部 建築課（三条庁舎2F）
電話番号 0256-34-5727